

四日市市告示第4号

四日市市廃棄物搬入管理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年1月8日

四日市市長 森 智広

四日市市廃棄物搬入管理要綱の一部を改正する要綱

四日市市廃棄物搬入管理要綱（平成30年四日市市告示第176号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可申請)</p> <p>第5条 事業活動に伴って生じた廃棄物をクリーンセンターへ自ら搬入しようとする者は、廃棄物搬入許可申請書（第1号様式）によって市長に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請は、一般廃棄物収集運搬業者に委託する者を除く。</u></p>	<p>(許可申請)</p> <p>第5条 事業活動に伴って生じた廃棄物をクリーンセンターへ搬入しようとする者は、廃棄物搬入許可申請書（第1号様式）によって市長に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の場合、自ら搬入するか、他に運搬を委託するかを問わない。</u></p>
<p>(許可の<u>変更及び廃止</u>)</p> <p>第7条 許可の内容に変更の生じる場合は、遅滞なく廃棄物搬入許可変更申請（届出）書（第3号様式）によって市長に申請しなければならない。</p> <p>2 搬入車両に変更のあった場合は、速やかに廃棄物搬入許可変更申請（届出）書によって市長に届け出なければならない。</p> <p>3 <u>事業活動に伴って生じた廃棄物をクリーンセンターへ自ら搬入する必要がなくなった場合は、速やかに廃棄物搬入許可廃止届出書（第5号様式）によって市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>(許可の<u>変更申請</u>)</p> <p>第7条 許可の内容に変更の生じる場合は、遅滞なく廃棄物搬入許可変更申請（届出）書（第3号様式）によって市長に申請しなければならない。</p> <p>2 搬入車両に変更のあった場合は、速やかに廃棄物搬入許可変更申請（届出）書によって市長に届け出なければならない。</p>

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

廃棄物搬入許可申請書

年 月 日

四日市市長

郵便番号
住 所
申請者
ふりがな
氏 名 印
T E L
(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)

四日市市廃棄物搬入管理要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

申請者の業種		
廃棄物の種類		
搬入量及び期間 搬 入 回 数	数 量	年 t
	回 数	年 回

- ・添付書類
1. 処理処分計画書
 2. 車両調書
 3. 店舗・支店・事業所・アパート等一覧
(四日市市内に複数の店舗、支店、事業所又はアパート等を有する場合に提出が必要)

第2号様式を次のように改める。

第2号様式

廃棄物搬入許可書

許可番号 第 号
住 所
氏 名

印

年 月 日付けで申請のあった、廃棄物の搬入について次のとおり許可する。

年 月 日

四日市市長

印

廃棄物の種類	
搬入先	四日市市クリーンセンター
搬入車両	別紙のとおり
許可条件	

第4号様式の次に次の様式を加える。

第5号様式

廃棄物搬入許可廃止届出書

年 月 日

四日市市長

届出者 郵便番号
住所
氏名 印
T E L
(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)

許可番号 第 号

年 月 日付け廃棄物搬入許可につきまして、下記の理由により廃止したため、四日市市廃棄物搬入管理要綱第7条の規定により届出します。

(廃止理由)

附則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

(環境部生活環境課)